

# 機材レンタル及び出張音響照明に関する規約

お客様は（以下「甲」と表記します）は本レンタル規約を承諾の上、有限会社グッドタイム（以下「乙」と表記します）に本サービスの利用をお申し込み頂くものと致します。

お客さまよりのお申し込みに対し乙が適当と認めた事を持ちましてレンタル契約が成立したものとします。

**第1条（定義）** 本件における機材とは、期間を定めて乙から甲へ貸与する商品（音響機材・照明機材・楽器）を言います。

**第2条（使用場所）** 乙は本件機材の貸出は日本国内に限るものとさせていただきます。

**第3条（点検・確認・受領）** 甲は乙より本件機材を受領した際に十分な点検・動作確認を行い、故障が無いことを確認して受領し、使用前にも故障等の不具合がないことを確認して使用するものとします。

なお故障、不具合が生じた場合は直ちに乙に連絡して指示に従うものとします。

また万が一貸出期間中に本件機材の故障、不具合が生じた場合、乙は可能な限りその対応を行なうものとなりますが、

甲に支障・損害が発生したとしても、乙は当損害を保証することは出来ません。

**第4条（使用管理義務の責任）** 甲は本件機材を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、細心の注意を払い管理するものとして、また返却においては借り受けた状態と同じ状態にて返却するものとします。

また事前の報告なく本件機材が紛失および破損していた場合、甲は故意または過失の有無を問わず、これに伴う損害を実費負担して頂く場合があります。ただし乙の責に帰すべき事由による事が明らかでない場合はこの限りで無いものとし、

**第5条（貸出・返却）** 乙は甲に対し、あらかじめ相談した日時・場所にて本件機材を引渡し、甲は乙に対して決められた日時・場所にて返却するものとします。また甲は乙に貸出期間の延長を連絡し、乙の承認を得た場合は延長出来るものとし、ただし概ね6時間を目安とし、6時間以上に成る場合は2日目の扱いとすることを承認するものとし、

**第6条（連絡の義務）** 甲は下記の事項が生じた場合はすみやかに乙に連絡をしなければなりません。

連絡がない場合は違約金が発生する場合があります。予め承認して頂くものとします。

- 本件機材の故障・破損等が生じた場合
- 本件機材の盗難・紛失等が生じた場合
- 本件機材の返却に支障が生じた場合

**第7条（料金の支払）** 甲は乙に対し別途乙が定める料金表に従ってレンタル料金を定められた期日までに支払うものとします。

**第8条（仮予約及びキャンセル料について）** 仮押さえは最長でレンタル開始予定日の10日前迄とさせていただきます。

また仮押さえ期間中に決定希望の案件が入りました場合はご相談の上、決定案件を優先とさせて頂く場合がございます。ご予約のキャンセル料は3日前から発生し、取り扱いには以下の通りに成ります。

3日前	総額の50%	前日	総額の70%	当日	全額
-----	--------	----	--------	----	----

※降雨等により当日野外イベント等が中止に成りました場合、機材費等は頂戴致しませんが、音響 / 設営 / 配送スタッフ等の人件費のみご負担を頂きます。

**第9条（予備日について）** 予備日がございます場合は当日予定させて頂きます。人件費を別途加算させて頂きます。

**第10条（機材の変更について）** 本件機材性能の劣化・破損・修理等の為予期なく変更される場合がございます。

**第11条** 長期のレンタルはリース契約の扱いとし、期間は1単位を30泊とします。

契約は甲がレンタル商品の10泊分に当たる金額を支払った時点で締結し、商品の返却は契約期間内であれば自由とします。

リース期間を延長する場合は、甲は事前に連絡を入れ、リース料金を納めた時点で次のリース契約が締結したものとします。